

令和 8 年

第 4 回赤穂市教育委員会提出議案参考資料
(その 2)

赤穂市教育委員会

令和 8 年第 4 回赤穂市教育委員会提出議案参考資料
(その 2)

- 資料 1 赤穂市部活動地域移行協議会設置要綱の一部を改正する要綱新旧
対照表

赤穂市部活動地域移行協議会設置要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

下線は改正部分を示す。

現	行	要	綱	改	正	要	綱
(設置)	赤穂市部活動地域移行協議会設置要綱			(設置)	赤穂市部活動地域展開協議会設置要綱		
第1条 赤穂市立中学校（以下「中学校」という。）における生徒にとって望ましい部活動環境の構築と教員の働き方改革の実現を図る観点から、中学校における部活動の <u>地域移行</u> に向けた課題について検討するため、 <u>赤穂市部活動地域移行協議会</u> （以下「協議会」という。）を設置する。 (所掌事務)	第1条 赤穂市立中学校（以下「中学校」という。）における生徒にとって望ましい部活動環境の構築と教員の働き方改革の実現を図る観点から、中学校における部活動の <u>地域後</u> 開に向けた課題について検討するため、 <u>赤穂市部活動地域移行協議会</u> （以下「協議会」という。）を設置する。 (所掌事務)	第1条 赤穂市立中学校（以下「中学校」という。）における生徒にとつて望ましい部活動環境の構築と教員の働き方改革の実現を図る観点から、中学校における部活動の <u>地域展</u> 開に向けた課題について検討するため、 <u>赤穂市部活動地域展開協議会</u> （以下「協議会」という。）を設置する。 (所掌事務)	第1条 赤穂市立中学校（以下「中学校」という。）における生徒にとつて望ましい部活動環境の構築と教員の働き方改革の実現を図る観点から、中学校における部活動の <u>地域展</u> 開に向けた課題について検討するため、 <u>赤穂市部活動地域展開協議会</u> （以下「協議会」という。）を設置する。 (所掌事務)	第2条 協議会は、部活動の <u>地域移行</u> に関する事項のほか、教育委員会が必要と認める事項について協議する。	第2条 協議会は、部活動の <u>地域展開</u> に関する事項のほか、教育委員会が必要と認める事項について協議する。	第2条 協議会は、部活動の <u>地域展開</u> に関する事項のほか、教育委員会が必要と認める事項について協議する。	第2条 協議会は、部活動の <u>地域展開</u> に関する事項のほか、教育委員会が必要と認める事項について協議する。